

(抜粋)

○ 墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例

平成11年12月8日

条例第38号

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて生活環境を清潔にすることによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源が循環して利用される都市の形成を図り、もって区民の健康で安全かつ快適な生活を確保することを目的とする。

(指導又は助言)

第4条 区長は、一般廃棄物の減量及び適正な処理を確保するため必要があると認めるときは、区民及び事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。

(事業者の責務)

第10条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進すること等により、廃棄物の減量を図らなければならない。

- 2 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 3 事業者は、物の製造、加工、販売等(以下「物の製造等」という。)に際しては、その製品、容器等が廃棄物になった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 4 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関する区の施策に協力しなければならない。

(再利用等による減量)

第21条 区長は、区の施設等を利用した資源の回収を行うとともに、物品の調達に当たっては、再生品を積極的に選択することによりその需要の拡大を図り、再利用等による廃棄物の減量に努めなければならない。

(再利用に関する計画)

第22条 区長は、再利用等による廃棄物の減量を促進するため、再利用に関する計画を定めるものとする。

(事業系廃棄物の減量)

第25条 事業者は、再利用が可能な物の分別の徹底を図ること等再利用を促進するために必要な措置を講じること等により、その事業系廃棄物の減量を図らなければならない。

(廃棄物の発生抑制等)

第26条 事業者は、物の製造等の際には、長期間の使用が可能な製品の開発、製品の修理体制の確保等廃棄物の発生の抑制に必要な措置を講じよう努めなければならない。

2 事業者は、物の製造等の際には、再生資源及び再生品を利用しよう努めなければならない。

(事業用大規模建築物の所有者等の義務)

第29条 規則で定める事業用の大規模建築物(以下「事業用大規模建築物」という。)の所有者は、再利用を促進すること等により、当該事業用大規模建築物から排出される事業系廃棄物の減量を図らなければならない。

2 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物から排出される事業系廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を区長に届け出なければならない。

3 事業用大規模建築物の所有者は、規則で定めるところにより、再利用計画を作成し、当該計画書を区長に提出しなければならない。

4 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物又は敷地内に、規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置しよう努めなければならない。

5 事業用大規模建築物の占有者は、当該事業用大規模建築物から生じる事業系廃棄物の減量に関し、事業用大規模建築物の所有者に協力しなければならない。

6 事業用大規模建築物を建設しようとする者(以下「事業用大規模建築物の建設者」という。)は、当該事業用大規模建築物又は敷地内に、規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業用大規模建築物の建設者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ区長に届け出なければならない。

(改善勧告)

第30条 区長は、事業用大規模建築物の所有者が前条第1項から第3項までのいずれかの規定に違反していると認めるとき、又は事業用大規模建築物の建設者が同条第6項の規定に違反していると認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者又は当該事業用大規模建築物の建設者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

(公表)

第31条 区長は、前条の勧告を受けた事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(収集拒否等)

第32条 区長は、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者が前条第1項の規定による公表をされた後において、なお、第30条の勧告に係る措置をとらなかったときは、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物(第57条第1項に規定する一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を含む。)の収集若しくは運搬を拒否し、又は区長の指定する処理施設への搬入を禁止することができる。

(事業系廃棄物の処理)

第36条 事業者は、その事業系廃棄物を、生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分を業として行うことのできる者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。

(処理)

第43条 区長は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭廃棄物を処理しなければならない。

2 区長は、家庭廃棄物の処理に支障がないと認めるときは、事業系一般廃棄物の収集、運搬及び処分を行うものとする。

(事業系一般廃棄物等の排出方法)

第46条 事業者は、区長が収集し、及び運搬する事業系一般廃棄物(動物の死体及びし尿を除く。)又は第57条第1項に規定する一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物を、容器で排出するときは容器に収納する容量に、袋で排出するときは収納する袋の容量に相当する第63条第1項に規定する有料ごみ処理券を添付しなければならない。ただし、同項に規定する有料ごみ処理券の添付が不適當であると区長が認めるとき、又は臨時に排出するときは、区長の指示に従わなければならない。

(事業者の処理)

第50条 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら処理するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第3条各号及び第4条の2各号で定める基準に従わなければならない。

(一般廃棄物管理票)

第54条 規則で定める事業者は、事業系一般廃棄物を区長の指定する処理施設に運搬する場合には、規則で定めるところにより、事業系一般廃棄物の種類、排出場所等を記載した一般廃棄物管理票を当該施設の管理者に提出しなければならない。

- 2 前項の事業者は、事業系一般廃棄物を他人に委託して区長の指定する処理施設に運搬させる場合には、当該受託者に同項の一般廃棄物管理票を交付しなければならない。
- 3 前項の受託者は、その受託した事業系一般廃棄物を区長の指定する処理施設に運搬する場合には、同項の一般廃棄物管理票を当該施設の管理者に提出しなければならない。
- 4 前3項に規定するもののほか、第1項に規定する一般廃棄物管理票の回付その他必要な事項は、規則で定める。

(立入検査)

第78条 区長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び処理に関し、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(廃棄物管理指導員)

第79条 区長は、前条第1項の規定による立入検査並びに廃棄物の減量及び処理に関する指導の職務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理指導員を置く。